

## 議案第14号

### 損害賠償の額を定めること及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により次の人身事故に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、議会の議決を求める。

- 1 事故発生日時 令和4年4月1日 午前11時18分頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、本市が所有する車両が丁字路を左折したところ、停車中の相手方車両と接触し、当該車両が破損し、相手方が負傷した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 (1) 過失割合は、市100% 相手方0%とする。  
(2) 市は相手方に対し、1,145,665円（人身265,035円、物損880,630円）を支払う。  
(3) 市及び相手方は、裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしない。

令和5年2月17日提出

富津市長 高橋 恭 市

### 提案理由

令和4年4月1日に発生した人身事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。